

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 2 6 - 4 1 3 8 0 - 0 2 3 0 号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（護岸）
質 問 事 項	
1. 地盤改良工において、登録単価一覧表に記載のある F0020、F0021、F0015、これらの単価は「県損料算定表 2-1-44、2-1-45」参照と記載されていますが、公表になっております「建設機械等損料算定表」において、該当するコード番号の記載はありませんでした。採用しております資料、もしくは単価をご教示願います。 2. 地盤改良工において、中層混合処理工に使用する水について、真水の調達が必要となりますが、購入となった場合、変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。 3. 中層混合処理工のスラリープラントの設置場所について、設置予定場所がありましたらご教示願います。また、設置用地にて借地が必要となった場合、その費用について変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。 4. 地盤改良工において、セメント改良した土についても藤原ストックヤードへの運搬・処理でよろしいでしょうか？また、改良により余剰土の発生が見込まれますが、その処分について変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。 5. 上記 3 のスラリープラントにおいて、現場内移設を 1 回設計計上されておりますが、施工条件により 2 回以上の移設が必要となった場合、変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。 6. 仮設工の水替工において、ポンプ排水が作業時排水にて計上されておりますが、床掘箇所への流入水が多く常時排水が必要となった場合、変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
回 答 事 項	
1. 福島県の建設機械等損料算定表は福島県のホームページに記載のとおり国土交通省の同基準を基に作成しているため、国土交通省の同基準を確認願います。 2. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。 3. 設置場所は、近隣工事で設置した場所を想定しています。また、後段については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。 4. 設計上はセメント改良した土の発生は想定しておりませんが、工事を進めていく中で発生し、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は変更の対象とします。 5. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。 6. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。	